

設立認可申請書類作成上の注意

- 1 用紙はA4版を縦に用い、左横書き左綴じとする。
- 2 書類の作成は、原則としてパソコン等により作成すること。
- 3 使用文字は、原則として常用漢字とする（略字は使用しない）こと。
- 4 書類は、1部提出すること。
 - (1) 法人事務所が鹿児島市の場合………県保健医療福祉課に1部提出する。
 - (2) 法人事務所が鹿児島市以外の場合……保健所（地域振興局・支庁）に1部提出する。
- 5 証明書や謄本類は、全て原本を添付すること。
- 6 添付書類は、それぞれ別葉とする（種類の異なる書類を、表裏に記載しない）こと。
- 7 証明書類がA4版より小さい場合は、台紙に貼付すること。なお、その場合は、設立代表者印で割印すること。
- 8 書類は、別途知事が定める日までに4の提出先に必着するよう提出すること。

【本県の取扱い：年2回認可】

1回目				2回目			
5/末	6/末	8月中	10/1～	11/20	12/20	2月中	4/1～
事前協議期限	申請書提出期限	県医療審議会へ諮問 認可	法人スタート	事前協議期限	申請書提出期限	県医療審議会へ諮問 認可	法人スタート

※ 期限の末日が県の休日である場合は直前の平日に繰り上げる。

添付書類目録（病院用）

- 1 設立趣意書
- 2 定款又は寄附行為
- 3 設立総会議事録
- 4 設立時の財産目録
- 5 財産の内訳明細書
 資産
 負債
- 6 不動産登記簿謄本
- 7 不動産評価書
- 8 銀行等の拠出金保管に関する証明書
- 9 負債の残高証明及び債務引継承認願、借入金契約書
- 10 金銭消費貸借契約書
- 11 資金返済計画書
- 12 診療報酬の請求書
- 13 拠出申込書
- 14 基金募集事項等の通知について
 基金引受申込書
 基金の割当ての決定について
 基金拠出契約書
- 15 開設する診療施設の概要及び案内図、敷地図、建物平面図
- 16 常勤医師及び非常勤医師の履歴書
- 17 " 医師免許証の写し
- 18 診療に従事する医師又は歯科医師の状況
- 19 医療従事者名簿
- 20 設立後2年間の事業計画書
- 21 " 予算書
- 22 設立者及び役員一覧表
- 23 役員の就任承諾書
- 24 設立者及び役員の履歴書
- 25 " 印鑑証明
- 26 設立者全員の代表者への委任状
- 27 管理者就任承諾書
- 28 賃貸借契約書及び賃貸人の所有を証する登記簿謄本
- 29 その他の参考資料
 入外来患者数及び調剤数に関する資料
 過去2年間程度の財務諸表等
- 30 付表

※法人名の由来も説明すること。

※ 添付書類には、それぞれの番号に対応するインデックスを付けた白紙を差し込んで提出すること。

※ 上記項目は、申請内容の状況等により適宜加除すること。

添付書類目録（いわゆる一人医師医療法人用）

- 1 設立趣意書 ※法人名の由来も説明すること。
- 2 定款
設立総会議事録
- 3 設立時の財産目録
- 4 財産の内訳明細書
資産
負債
- 5 不動産登記簿謄本
- 6 不動産評価書
銀行等の拠出金保管に関する証明書
- 7 負債の残高証明及び債務引継承認願、借入金契約書
金銭消費貸借契約書
- 8 資金返済計画書
- 9 拠出申込書
- 10 基金募集事項等の通知について
基金引受申込書
基金の割当ての決定について
基金拠出契約書
開設する診療施設の概要及び案内図、敷地図、建物平面図
- 11 常勤医師及び非常勤医師の履歴書
- 12 " 医師免許証の写し
- 13 医療従事者名簿
設立後2年間の事業計画書
 " 予算書
- 14 設立者及び役員一覧表
- 15 役員の就任承諾書
- 16 設立者及び役員の履歴書
- 17 " 印鑑証明
- 18 設立者全員の代表者への委任状
- 19 管理者就任承諾書
- 20 賃貸借契約書及び賃貸人の所有を証する登記簿謄本
- 21 付表

※ 添付書類には、それぞれの番号に対応するインデックスを付けた白紙を差し込んで提出すること。

※ 上記項目は、申請内容の状況等により適宜加除すること。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

設立代表者
住所
氏名
電話 ()

医療法人設立認可申請書

医療法第44条第1項の規定により申請します。

主たる事務所の所在地			
名称		社団財団の別	
開設しようとする病院、診療所、介護老人保険施設又は介護医療院の名称			

<p style="text-align: center;">社団医療法人の定款例</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（並びに要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 5 条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">〇〇看護師養成所の経営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、全てこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合

<p style="text-align: center;">第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本社の資産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</p> <p>第10条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>第12条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を鹿児島県知事に届け出なければならない。</p>	<p>には、掲げる必要はない。</p> <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</p> <p>・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p>
--	--

第 13 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、
配当してはならない。

第 4 章 社員

第 14 条 本社の社員になろうとする者は、社員
総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更が
あるごとに必要な変更を加えなければならない。

第 15 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格
を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の
定款に違反し、又は品位を傷つける行為のあつ
た者は、社員総会の議決を経て除名することがで
きる。

第 16 条 やむを得ない理由のあるときは、社員は
その旨を理事長に届け出て、退社することができ
る。

第 5 章 社員総会

第 17 条 理事長は、定時社員総会を、毎年 2 回、
3 月及び 5 月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつで
も臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員
総会の目的である事項を示して臨時社員総会
の招集を請求された場合には、その請求があつた
日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前ま
でに、その社員総会の目的である事項、日時及び
場所を記載し、理事長がこれに記名した書面又は
電子的方法で社員に通知しなければならない。

第 18 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総
会において選任する。

第 19 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければ
ならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更

・退社について社員総会の承認の議
決を要することとしても差し支え
ない。

・定時社員総会は、収支予算の決定
と決算の決定のため、年 2 回以上
開催することが望ましい。（開催時
期は第 11 条に合わせて定める。）

・5 分の 1 を下回る割合を定めるこ
ともできる。

・招集の通知は、定款で定めた方法
により行う。書面のほか電子的方
法によることもできる。

- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

第 20 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 21 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 22 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 23 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 25 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第 6 章 役員

第 26 条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長 1 名
- (2) 監事 ○名

・原則として、理事は 3 人以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 人又は 2 人でも差し支えない。(法第 46 条の 5 第 1 項参照) なお、理事

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 28 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は、本団の業務を執行し、

（例 1）3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（例 2）毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本団

を 1 人又は 2 人置くこととした場合でも、社員は 3 人以上置くことが望ましい。

- 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。（法第 46 条の 5 第 6 項参照）
- 理事の職への再任を妨げるものではない。

- この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならないが、報告を省略することはできない。

の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを鹿児島県知事、社員総会又は理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第 29 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第 26 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、決議することができない。

第 31 条 役員報酬等は、

(例 1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

(例 2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。

(例 3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

- ・ 3 分の 2 を上回る割合を定めることもできる。
- ・ 役員報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。
- ・ 定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が 2 人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。

第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引

(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 33 条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

第 34 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本社の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選出及び解職

(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定

(5) 多額の借財の決定

(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定

(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第 36 条 理事会は、

(例 1) 各理事が招集する。

(例 2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会

・ 本条を規定するか否かは任意。

・ 原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。

を招集することができる。

3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第37条 理事会の議長は、理事長とする。

第38条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第40条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 定款の変更

第41条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、鹿児島県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散、合併及び分割

第42条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散す

・ 1週間を下回る期間を定めることもできる。

・ 過半数を上回る割合を定めることもできる。

・ 本項を規定するか否かは任意。

・ 署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

る場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第 43 条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、鹿児島県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、また、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 44 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団法人たる医療法人又は社団法人たる医療法人であつて持分の定めのないもの

第 45 条 本団は、総社員の同意があるときは、鹿児島県知事の認可を得て、他の社団法人たる医療法人又は財団法人たる医療法人と合併することができる。

第 46 条 本団は、総社員の同意があるときは、鹿児島県知事の認可を得て、分割することができる。

第 10 章 雑則

第 47 条 本団の公告は、

- (例 1) 官報に掲載する方法
- (例 2) 〇〇新聞に掲載する方法
- (例 3) 電子公告（ホームページ）

によって行う。

(例 3 の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又

は〇〇新聞)に掲載する方法によって行う。

第 48 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

第 1 条 この定款は、鹿児島県知事の認可のあった日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

第 2 条 本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

第 3 条 本社团の最初の会計年度は、第 11 条の規定にかかわらず、設立の日から令和〇年〇月〇日までとする。

第 4 条 本社团の設立当初の役員の任期は、第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日までとする。

・ 法第 44 条第 4 項参照。

・ 設立の日から 1 年以内の日付を設定すること

・ 設立の日から 2 年以内の日付を設定すること

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例(「医療法人制度について」(平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1))に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備 考
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3章 基金</p> <p>第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>第〇条 本社は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負う。</p> <p>第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行われなければならない。</p> <p>2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金(代替基金を含む。)</p> <p>(2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。</p> <p>第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。</p> <p>第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。</p> <p>2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。</p> <p>第4章 資産及び会計</p>	<p>・取り崩すことができない科目を全て掲げること。</p>

定款作成上の注意

- 1 病院の名称は〇〇病院とし、医療法人〇〇会〇〇病院としないこと。
- 2 現に、法第 42 条の附帯業務を行っていないところは定款の第 5 条は削除すること。
- 3 例示している条項については、社団又は財団において定めること。
- 4 役員については、社団又は財団の大小に応じて、置くべき役員の種類及び数を斟酌すること。例えば常務理事、評議員を置くことは任意である。
- 5 監事については、公認会計士や税理士等外部の専門家を選任することが望ましい。
- 6 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行うことはできないが、役員選任等における自選投票は有効となる。
- 7 剰余金の処分については、できるだけその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は各種積立金に積み立てること。

< 参考 >

医療法人〇〇〇 設立総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日
2 場 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に於いて
3 出席者 〇〇〇〇 〇〇〇〇に於いて
(設立者) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇

4 議長の選任

医療法人〇〇〇を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席につき〇時〇分開会を宣し議事に入った。

5 議 事

第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者〇〇〇〇は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人〇〇〇設立趣意書」案のとおり述べ、議長は、医療法人設立の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が知事の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員になることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 定款承認の件

議長は、本法人の定款案を朗読し全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 抛 出（基金抛 出）申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、抛 出（基金抛 出）を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり抛 出（基金抛 出）したい旨の申込みがあった。

〇〇〇〇	土地建物	〇〇〇、〇〇〇円
〇〇〇〇	機械器具・薬品衛生材料	〇、〇〇〇円
〇〇〇〇	什器備品	〇、〇〇〇円
〇〇〇〇	現 金	〇、〇〇〇円
〇〇〇〇	現 金	〇、〇〇〇円
	合 計	円

なお、〇〇〇〇は発言し、建物の建設資金として〇〇銀行から借入金があり、現在〇〇〇円の借入残高があるが、建物を抛 出するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前記の抛 出及び債務引継ぎの件について全員に発表したところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を〇〇〇、〇〇〇円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は金〇〇〇、〇〇〇円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

※基金拠出の場合

また、〇〇〇〇は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出された基金は、定款に基づき拠出されるものであり、返還にあたっては定款の定めにより行われるものであり、別紙基金募集要項を示し、医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと、拠出金は利子を付して返還しないことなどを述べ、基金拠出後の設立時財産目録を示して一同に諮ったところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第5号議案 〇〇年度及び 〇〇年度事業計画並びに収支予算承認の件

議長は発言し、 〇〇年度及び 〇〇年度の事業計画案並びにこれに伴う収支予算案を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第6号議案 役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決した定款に規定されるところに従い、本法人の役員（理事〇名以上〇名以内、監事〇名）及び管理者を選任したい旨を述べ、社員で互選したところ次のように選任された。

理 事 〇〇〇〇 （ 〇〇〇〇 病院 管理者）
理 事 〇〇〇〇
理 事 〇〇〇〇
監 事 〇〇〇〇

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は理事長を選任したい旨を述べ、理事の間で互選したところ、次のように選任された。

理 事 長 〇〇〇〇

選任された者は、各自この就任を承諾した。

第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、設立代表者を選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これを承認し、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 〇〇〇〇

〇〇〇〇はこの就任を承諾した。

第8号議案 本法人の開設する診療施設の不動産の一部賃借契約の承認の件

議長は発言し、現在設立者の〇〇〇〇氏が個人で開設する病院（診療所）の土地・建物等は同氏が拠出することとなったが、土地の一部〇〇m²を所有者〇〇〇氏から賃借しているため、法人を設立するに際し、所有者と本法人設立代表者とがあらためて賃貸借契約を締結する必要があることを述べ、賃貸借契約案を示し、これの承認を求めたところ全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって医療法人〇〇〇会の設立に関する全ての議事を終了したので、議長は閉会を宣した。（午後〇〇時〇〇分）

本日の議決を確認するため、設立者全員が署名押印する。

設立者 〇〇〇〇 印
設立者 〇〇〇〇 印
設立者 〇〇〇〇 印
設立者 〇〇〇〇 印

医療法人〇〇〇

設立時の財産目録

(内訳 別紙のとおり)

純資産額 金 円

種 別	金 額
基 本 財 産	円
土 地	円
建 物	円
通 常 財 産	円
医療用器械備品	円
その他の器械備品	円
現金及び預金	円
資 産 合 計	円
負 債 額	円
純 資 産 額	円

設立財産の内訳書

	種 別	所 在	数 量	金 額	拠 出 者 氏 名
基 本 財 産	土 地	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇 m ²	〇〇〇円	〇〇〇〇
		〇〇市〇〇町〇〇	〇〇 m ²	〇〇〇円	
		〇〇市〇〇町〇〇	〇〇 m ²	〇〇〇円	
		小 計	〇〇 m ²	〇〇〇円	
	建 物	〇〇市〇〇町〇〇 〇造〇階建〇棟	〇〇 m ²	〇〇〇円	〇〇〇〇
		〇〇市〇〇町〇〇 〇造〇階建〇棟	〇〇 m ²	〇〇〇円	
〇〇市〇〇町〇〇 〇造〇階建〇棟		〇〇 m ²	〇〇〇円		
小 計		〇〇 m ²	〇〇〇円		
合 計			-	〇〇〇円	-
通 常 財 産	医療用器械備品	診療 X 線装置他〇種〇点		〇〇〇円	〇〇〇〇
	その他の器械備品	机他〇種〇点		〇〇〇円	〇〇〇〇
	現金及び預金	〇〇銀行〇〇支店	普通預金	〇〇〇円	〇〇〇〇
		〇〇銀行〇〇支店	普通預金	〇〇〇円	〇〇〇〇
		〇〇信用組合	普通預金	〇〇〇円	〇〇〇〇
小 計			〇〇〇円	-	
合 計				〇〇〇円	-

医療用器械備品明細書 (評価方法)

品名	規格数量等	評価額	拠出者名

その他の器械備品明細書 (評価方法)

品名	規格数量等	評価額	拠出者名

- (注) 1 できるだけ詳細に作成すること。
- 2 拠出者ごとに小計および末尾に合計金額をつけること。
- 3 病院が2ヶ所以上あるような場合は、所在場所ごとに区分し小計をつけること。
- 4 拠出者が1人の場合は、氏名を表の外に記載してよい。

年 月 日

株式会社〇〇銀行

〇 〇 支 店 長 様

鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇 〇 〇 〇 印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所）はこの度医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇〇〇を設立し、同法人が病院（診療所）を開設することとなりました。

については、私が貴行との間に締結した〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金〇〇円也（〇〇年〇〇月〇〇日現在額金〇〇円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人が引継ぎたく、鹿児島県知事に設立認可申請書を提出するにつきまして貴行のご証明及びご承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇銀行

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

年 月 日

医療法人〇〇〇

設立代表者 〇〇〇〇 殿

鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇 〇 〇 〇 印

拠 出 申 込 書

医療法人〇〇〇設立の上は、下記のとおり拠出します。

記

金 〇 〇 〇 円也（差引拠出額）

内 訳

種 別	内 容	金 額（評 価 額）
土 地	〇〇市〇〇町〇〇の所在宅地〇〇㎡	〇〇〇円
建 物	同上所在鉄筋コンクリート3階建 建築面積〇㎡延〇㎡	
	同上所在木造瓦葺2階建 建築面積〇㎡延〇㎡	計 〇〇〇円
医療用器械備品	〇〇ほか〇種〇点	〇〇〇円
その他の器械備品	〇〇ほか〇種〇点	〇〇〇円
現 金	〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金	〇〇〇円
合 計		〇〇〇円
負 債	〇〇銀行〇〇支店 年 月 日現在	〇〇〇円
差引拠出額		〇〇〇円

（注）必要に応じ記以下簡略にしてよい。

年 月 日

(基金の引受けの申込みをしようとする者の氏名) 殿

住 所 (主たる事務所の住所)

医療法人

設立代表者 印

電話番号 ()

基金の募集事項等の通知について

医療法人 〃の基金の募集事項等を、下記のとおり通知させていただきます。お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を記入の上、医療法人に提出していただくようよろしくお願いいたします。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---------|----------------|
| 1 | 募集に係る金銭の総額 | 金 | 円 |
| 2 | 募集に係る金銭以外の財産の内容及び価額
(別紙一覧表としてもよい) | 金 | 円 |
| | | 土 地 | m ² |
| | | 建 物 延 | m ² |
| | | 医療用器械備品 | |
| | | ... | |
| | | ... | |
| 3 | 金銭の払込み又は財産の給付の期日
(期間を定めてもよい) | 年 月 日 | |
| 4 | 金銭の払込みの取扱いの場所 | 銀行 支店 | |
| 5 | その他 | | |

- ① 定款(医療法人の成立前にあっては、設立認可申請中の定款)を添付します。
- ② 不動産その他の金銭以外の財産の価額を調査するため、不動産鑑定書その他財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類(負債残高証明、請求書、金銭消費契約書の写し等)を提出していただきますのでご了承ください。

(注) 医療法人の成立前にあっては、住所及び電話番号は設立代表者個人の住所及び電話番号である。

年 月 日

医療法人
設立代表者

殿

(基金の引受けの申込みをしようとする者)

住 所

氏 名

印

電話番号 ()

基金引受申込書

医療法人 の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込み致します。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額 金 円
2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額 金 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金 土 地 建 物 医療用器械備品 その他の器械備品 … …		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基金拠出額)		

年 月 日

(基金の引受けの申込みをした者の氏名) 殿

住 所 (主たる事務所の住所)

医療法人

設立代表者 印

電話番号 ()

基金の割当ての決定について

この度は、医療法人 の基金の引受けにお申し込みいただき、誠にありがとうございます。貴殿に下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。医療法人 設立の上は、当該基金の拠出に関する契約を締結したいと存じます。

記

貴殿に割り当てる基金の額 金 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金 土 地 建 物 医療用器械備品 その他の器械備品 … …		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基金拠出額)		

(注) 医療法人の成立前にあつては、住所及び電話番号は設立代表者個人の住所及び電話番号である。

医療法人

基金拠出契約書

医療法人 設立代表者（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人 基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲の基金の総額を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額		金	円
(内 訳)			
種 別	金 額	内 容	
現 金			
土 地			
建 物			
医療用器械備品			
その他の器械備品			
…			
…			
資 産 合 計			
負 債			
差 引 額 (基金拠出額)			

第3条 乙は、 年 月 日までに（又は 年 月 日から 年 月 日までの間に）、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない（又は前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない）。

第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付（以下「拠出の履行」という。）に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに（又は第3条の期間内に）、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第7条 甲は、 年 月 日までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

1 基金（代替基金を含む。）

2 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（特約事項）

本契約は、鹿児島県知事の医療法人 設立認可の日をもって発効するものとし、同法人設立の上は、甲の表示は医療法人 理事長 と読み替えるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 （主たる事務所の住所）
医療法人
設立代表者 印

乙 （基金の引受けをした者の住所）
（ ” 氏名） 印

法人の開設する診療施設の概要

- 1 診療施設の名称 ○○○○○病院
- 2 診療施設の所在地 鹿児島県○○○市○○町○○番地
- 3 診療科目 ○○科 ○○科 ○○科
- 4 従業員の定員
- | | | | | | |
|-----|----|-----|----|-----|----|
| 医師 | ○人 | ○○○ | ○人 | ○○○ | ○人 |
| 薬剤師 | ○人 | ○○○ | ○人 | ○○○ | ○人 |
| ○○○ | ○人 | ○○○ | ○人 | 計 | ○人 |
- 5 管理者
- 医師 ○○○○
- 医籍登録 第○○○○○○○号 ○○○○年○○月○○日
- 6 敷地
- ㎡ (拋出又は賃借のみの場合はその旨のみ)
- | | | | |
|---|------|------|------------|
| 内 | 現物拋出 | ○○○㎡ | (別添図面のとおり) |
| | 借地 | ○○○㎡ | |
- 7 建物の構造、用途、面積 (別添平面図のとおり)
- | | | | | | |
|----|----------|-----|-------------|---|-----|
| 1) | 鉄筋コンクリート | 3階建 | 本館(事務、外来診療) | 延 | ○○㎡ |
| 2) | 木造モルタル | 2階建 | 一般病棟 | 延 | ○○㎡ |
| 3) | ○○○○○○○ | ○○○ | ○○○ | 延 | ○○㎡ |
| | | 計 | ○○棟 | 延 | ○○㎡ |
- 8 各室の面積 (主要なもののみ)
- | | | | | | |
|----|-------|-----|-----|--------|------|
| 1) | 診察室 | ○○㎡ | 6) | 手術室 | ○○㎡ |
| | 内 | | | (内準備室 | ○○㎡) |
| | 内科 | ○○㎡ | 7) | 厨房 | ○○㎡ |
| | 外科 | ○○㎡ | 8) | エックス線室 | ○○㎡ |
| | ○科 | ○○㎡ | | (内操作室 | ○○㎡) |
| 2) | 処置室 | ○○㎡ | 9) | 臨調検査室 | ○○㎡ |
| | 内 | | 10) | 洗濯施設 | ○○㎡ |
| | 外科 | ○○㎡ | 11) | 事務室 | ○○㎡ |
| | ○科 | ○○㎡ | 12) | ○○室 | ○○㎡ |
| 3) | 歯科技工室 | ○○㎡ | | | |
| 4) | 調剤室 | ○○㎡ | | | |
| 5) | 分娩室 | ○○㎡ | | | |
- 9 病室 計○○室 ○○床
- | | | | |
|---|----------|-----|-----|
| 内 | 第1病棟(普通) | ○○室 | ○○床 |
| | 第2病棟(結核) | ○○室 | ○○床 |
- 10 従業員宿舎等
- | | | | |
|----|-------|----|------|
| 1) | 医師宿直室 | ○室 | ○人 |
| 2) | 看護師宿舎 | ○室 | ○人収容 |
- 11 ○○○○
-

案内図

- 1 最寄りの駅、主要道路、目標を記入する。

敷地図

- 1 地積図であることが望ましい。
- 2 抛出者が2人以上又は抛出と借地がある場合は、明確に区分しておく。

建物平面図

- 1 構造、出入口、用途などが分かるようなものであること。
- 2 縮尺は任意であるが、50～100分の1が望ましい。
- 3 抛出者が2人以上又は抛出と借地がある場合は、明確に区分しておく。
- 4 「法人の開設する診療施設の概要」の「8 各室の面積」が分かるようなものであること。

記 入 要 領

- 1 申請時において、医師又は歯科医師の免許を有し、診療に従事するもの全員について記入すること。
- 2 備考欄には常勤医、宿直専門医、臨床研修医、レジデント、非常勤医等勤務形態の別及び派遣医局等を記入すること。
 - ※常勤医…………… 原則として、その施設で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者。
 - ただし、その施設の診療日が月曜日から土曜日までの場合で、診療を月曜日から木曜日まで行い、金曜日が研修、土曜日は講師をしており、金曜日、土曜日は診療を行わない場合、その医師は常勤医ではない。
 - ※臨床研修医……… 免許を受けた後、2年間の臨床研修を受ける者。
 - ※レジデント……… 2年間以上専門的研修を受ける者。
- 3 職種欄には、院長・副院長・内科部長等その施設の職制に基づき記入すること。
- 4 診療日・診療時間欄には、当該医師又は歯科医師が、その施設において、診療に従事するべく実質上拘束されている診療日・診療時間を記入すること。
- 5 医籍・歯科医籍登録番号・登録年月日の欄には、免許証から転写するが、免許証に裏書がある場合は、裏書の登録年月日を記入すること。
- 6 採用年月日欄には、雇用年月日ではなく診療従事開始年月日を記入すること。

設立後2年間の事業計画

初年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

次年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

（注） 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを簡条書きする。

この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。

年度収支予算書 (年 月 ~ 年 月)

(収 入)

科 目	金 額	内 容 説 明
医業収入		
入院収入		
自費収入	平均	円×年間 人
社会保険等収入	平均	円×年間 人
室料差額収入	平均	円×年間 人
外来収入		
自費収入	平均	円×年間 人
社会保険等収入	平均	円×年間 人
その他		
医業外収入		
受取利息		預託金の利息
その他		従業員、付添人などの給食収入等
借 入 金		銀行などからの借入金
抛 出 金		
計		

(支 出)

科 目	金 額	内 容 説 明
医業費用		
給与費		
職員給与		内識別紙のとおり
退職金		
法定福利費		
材料費		
医薬品費		
給食用材料費		
診療材料費		
医療消耗備品費		
経費		
福利厚生費		福利施設負担額など法定外福利費
旅費交通費		業務のための出張旅費
職員被服費		従業員に支給又は貸与する白衣等
通信費		電話料、郵便料金等
消耗品費		事務用品費等

科 目	金 額	内 容 説 明
会議費		諸会議費等
光熱水費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修繕費		有形固定資産の修繕料
賃借料		土地、建物等の賃借料
保険料		火災保険料等
交際費		接待費及び慶弔などの費用
租税公課		固定資産税等税法上損金算入されるもの等
その他		
委託費		委託した業務の対価としての費用
研究研修費		学会、講習会等の費用
本部費用		病院の負担に属する本部費用
役員報酬		病院の負担に属する役員報酬（内訳は別紙）
医業外費用		
支払利息		
その他		
施設整備費		
施設整備費		
医療機器購入費		
借入元金返済		
法人税等		
翌年度繰越金		
計		

- (注) 1 事業計画と一致させること。
- 2 自賠法及び労災法による診療収入は、自費収入に入れること。
- 3 収入については、初年度は拠出金があるが、次年度にはこれがなく（拠出があれば別）、代わりに前年度繰越金が入る。
- 4 資金の範囲は、原則として現金、預金及び短期金銭債権債務とする。
- 5 職員給与及び役員報酬の内訳を作成の上で添付すること。
- 6 借入金は、借入金の種別ごとに、元金返済及び支払利息を明らかにすること。
- 7 収入・支出とも必要に応じ加除して差し支えない。
- 8 初年度・次年度の2年度分必要である。

(別紙)

職 員 給 与 費 内 訳 書

(単位：千円)

職 種	常勤・ 非常勤	人 数	1人当り 月額給与	月 額 給与計	年 額 給与計	年間賞与	年 間 計
医 師							
看 護 師							
准看護師							
薬 剤 師							
栄 養 士							
臨床検査技師							
診療放射線技師							
事 務 員							
そ の 他							
合 計							

賃貸借契約及び賃貸人の所有を証する登記事項証明書について

- ・ 不動産を賃貸借契約する場合は、契約書の写しを添付すること。
- ・ 従来、個人で契約している者は、あらためて賃借人乙を医療法人〇〇〇設立代表者〇〇〇〇と表示した契約を締結すること。

なお、特約条項として

「本契約は、鹿児島県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が設立の上は、乙の表示は 医療法人〇〇〇理事長〇〇〇〇 と読み替えるものとする。」

を加えること。

- ・ 契約は長期（おおむね10年以上）かつ确实（公正証書であればなお可）であることを要する。
- ・ 賃貸人の所有を証する不動産登記事項証明書を添付すること。
- ・ 役員又はその親族（親族が経営する会社を含む）から賃借する場合は、算定根拠説明書を添付すること。

社 員 及 び 役 員 名 簿

役職名	氏 名	生年月日	性別	住 所	職 業	拠出額	理事長との関係	社員
ふりがな 理 事 長						円		
ふりがな 理 事						円		
ふりがな 理 事						円		
ふりがな 理 事						円		
ふりがな 監 事						円		
ふりがな 社 員						円		
計	名					円		

※ 社員は「社員」欄に○印をつけること。

年 月 日

医療法人〇〇〇
設立代表者〇〇〇〇 殿

理事長	〇〇〇〇	印
理事	〇〇〇〇	印
理事	〇〇〇〇	印
監事	〇〇〇〇	印

役 員 就 任 承 諾 書

私たちは医療法人〇〇〇設立の上は、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

(注) 履歴書を添付のこと。

履 歴 書

本 籍	
現 住 所	
氏 名	
生年月日	
学 歴	-----

職 歴	-----

賞 罰	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p>	

(注1) 設立者及び役員となるべき者全員が作成すること。

(注2) 医療法第46条の5第5項において準用する医療法第46条の4第2項の規定に抵触していない場合はその旨賞罰欄に記入すること。

(注3) 印鑑証明書を添付すること。

委 任 状

私たちは〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇を医療法人〇〇〇の設立代表者
に選任し、本社の設立に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
〇 〇 〇 〇	印
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
〇 〇 〇 〇	印
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
〇 〇 〇 〇	印
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
〇 〇 〇 〇	印

(注) 被選任者を除いて、設立者全員の記名押印を要する。

年 月 日

医療法人〇〇〇
設立代表者〇〇〇〇 殿

氏 名 印

管 理 者 就 任 承 諾 書

年 月 日開催の医療法人〇〇〇の設立総会において、医療法人
〇〇〇が開設しようとする〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の
管理者に選任され、その就任を承諾します。

（注）医師免許証の写しを添付すること。

調剤数に関する資料

区分		年月											計	
入院	A 調剤数													
	B 日数													
	C 1日平均調剤数 (A/B)													
外来	D 調剤数													
	E 実外来日数													
	F 1日平均調剤数 (D/E)													
計 (C+F)														

(注) 1 申請時直前1か年間の実績を月別に記入すること。

2 調剤数とは、処方箋又は診療録に記載された処方（「R P」・・・処方の意味）の数をいい、例えば水薬と散薬を1処方ずつ調剤した場合は2剤とする。

但し、調剤数には日数は関係ない。

設立代表者の原本証明

下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

※ 下記項目は、申請内容の状況等により適宜加除すること。

- 1 設立総会議事録
- 2 基金募集事項等の通知について
- 3 基金引受申込書
- 4 基金の割当の決定について
- 5 基金拋出契約書
- 6 医師の免許証
- 7 役員就任承諾書
- 8 管理者就任承諾書
- 9 土地・建物賃貸借契約書

年 月 日

医療法人〇〇〇〇

設立代表者〇〇〇〇

印

